

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年9月3日 午前10時00分 招集
2. 令和3年9月3日 午前10時00分 開会
3. 令和3年9月3日 午前10時47分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

#### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	渡邊一倫	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	竹原昭典	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二                      議会事務局次長 市 原 多喜男  
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 令和3年第2回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について
- 日程第4 諸般の報告について（議長）
- 日程第5 諸般の報告について（市長）
- 日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） それでは、改めまして、おはようございます。

令和3年第3回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、本会議に御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症においては、ワクチン接種が進んでいるものの、いまだ収束せず、全国各地で過去最大の感染者を出すなど、予断を許さない状況に至っています。今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など、万全を期しての会議とさせていただきます。

9月に入りますと、朝夕に秋の気配を感じるころですが、まだまだ暑い日が続いております。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御健勝にて御精励賜りますようお願いを申し上げ、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和3年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、総務部長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議会の冒頭、お時間をいただきまして、ありがとうございます。大変申し訳ございませんけれども、お手元に正誤表及び差し替えを配付させていただいております。議案書及び別冊資料の数値の変更が生じたので、ここで冒頭におわびを申し上げますとともに、加筆修正並びに差し替えをお願い申し上げます。

まず、議案書 14 ページをお願い申し上げます。報告第 10 号、令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをお願いします。上下 2 つ表がございますけれども、14 ページ、上の表になります。太枠の中の一番下の将来負担比率につきまして、「40.2」とプリントされておりますけれども、「41.1」に修正をお願い申し上げます。「40.2」を「41.1」に修正をお願い申し上げます。

続きまして、別冊 18 になります。阿蘇市代表監査委員からの令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書につきましては、今回変更後の朱書きを行いましてお配りさせておりますので、内容、朱書きの部分が訂正箇所、修正箇所となっておりますので、差し替えをお願い申し上げます。

修正に至った理由でありますけれども、言い訳になりますけれども、まさに昨日、熊本県を通じまして総務省から将来負担比率の算定に当たり、基金造成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いにつきまして、改めて正式な見解が示されたことを受けまして、本日、修正変更をさせていただきました。

なお、この修正につきましては、本市を含めまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で基金造成を行った多くの市町村においても、将来負担比率の数値に修正が生じる見込みでございます。

大変申し訳ございませんけれども、議案書の修正及び別冊 18 の差し替えをお願い申し上げます。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、8 番議員、谷崎利浩君、9 番議員、園田浩文君の両名を指名いたします。

#### 日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を8月27日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が報告2件、承認2件、議案15件、認定12件の計31件であることから、会期を本日9月3日から9月24日までの22日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告2件、承認2件を除く、議案15件、認定12件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審査については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについて御報告します。まず、一般質問の通告期限であります。9月8日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効に活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑にならないように気を付けていただきますよう併せてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。なお、一般質問の時間についてですが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。現在、熊本県はまん延防止等重点措置期間であることから、これまで同様マスク着用、検温、定期的な換気や消毒の徹底、昼食時の黙食を行うとともに、一般傍聴につきましても中止することといたしましたので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は本会議場におきまして全員協議会を開くことになっておりますので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

### 日程第3 令和3年第2回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第3、令和3年第2回定例会で適任とした人権擁護委員の方々の御紹介を行います。

先の6月定例会において4名の方々の人権擁護委員の推薦の適任決定をいたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここで御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場をお願いいたします。

[人権擁護委員 入場]

○議長（湯浅正司君） それでは、人権擁護委員を適任といたしました河津伸哉様、檜木野公亮様、堀川淳様を御紹介申し上げます。

なお、岩永昭次様におかれましては、所用のため御出席いただくことができませんでした。

ここで3名の委員さん方には、すみませんが、一旦マスクを外していただき、議員の皆さんにお顔を見せていただければと思っております。

ありがとうございました。マスクをはめてください。

まず、河津伸哉様から自己紹介をお願いいたします。

○人権擁護委員（河津伸哉君） おはようございます。このたび人権擁護委員に御推薦いただきました河津伸哉と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、檜木野公亮様、お願いいたします。

○人権擁護委員（檜木野公亮君） 同じく人権擁護委員に御推薦いただきました檜木野公亮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、堀川淳様、お願いいたします。

○人権擁護委員（堀川 淳君） おはようございます。同じく人権擁護委員に推薦いただきました堀川淳です。微力ながら精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の御活躍を御期待申し上げます。

それでは、退席をお願いいたします。

[人権擁護委員 退席]

○議長（湯浅正司君） 以上をもちまして、御紹介を終わります。

### 日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書を御覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より令和3年5月分から7月分までの例月出納検査報告書及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧を願いたいと思っております。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。

阿蘇市町村の正副議長・常任委員長・議会運営委員長を対象とした研修会が7月16日に

本市「サンクラウン大阿蘇」で開催され、議会運営に関する事例問題解説等についての講演がありました。

また、阿蘇市町村議長会総会が8月2日、阿蘇地域振興局において開催され、副会長の補充や阿蘇地域からの要望等について協議承認されました。

また、8月6日には、熊本県北市議会議長会の会長であることから、熊本県知事に対して熊本県北地域の地域振興の促進についての要望活動を行ったところです。

詳細については、後で御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症は、7月中旬以降、感染力の強いデルタ株「第5波」が全国各地で猛威を振るい、まん延し、県内の感染者は累計で1万2,000人を超え、本市においても急激な感染増加が心配されます。

発症予防、重症化予防効果が期待されるコロナワクチン接種の2回目接種割合は、8月31日現在、65歳以上の高齢者の方が91.56%、全体で65%となっており、いずれも国、県の接種率を上回っています。

国による市町村へのワクチン供給量配分の減少は、各自治体に影響が生じ、早速、市長会と県が共同で、国へ要望した結果、阿蘇市では、必要量確保の見通しが立ち、現在、順調なワクチン接種、予約を進めています。

今年の梅雨は、例年より20日早い5月15日の梅雨入り、6日早い7月13日の梅雨明けとなり、期間中の降水量は、乙姫地点で1,140ミリを観測、平年並みでした。なお、括弧部分については、後の文章にも出てきますので、読み上げるのを割愛させていただきたいと思います。

また、8月11日からの長雨は、全国各地で河川の氾濫や土砂災害等を発生させ、人的被害や農作物被害など、これからの生活に深刻な影響を及ぼしています。

この災害で、無念にも尊い命が奪われ、亡くなられた方々に、謹んで哀悼の誠を捧げ、御冥福をお祈りし、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市では、人命に関わる被害等はなく、JR豊肥本線の運休、国道57号の事前通行止めによる交通の影響がありました。

避難所では、避難された方の体温測定、問診の実施など、健康状態把握に努め、手指消毒、定期的な換気など感染防止を徹底し、避難所運営に取り組みました。

今後も台風発生等の気象情報や新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、防災対策、感染予防に努めていきます。

それでは、令和3年第3回阿蘇市議会定例会の開会に当たり、6月定例会以降の諸般の報

告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

#### 【総務課】

本年6月、国家公務員に準じ、令和5年度から令和14年度までの10年間で、定年退職年齢を段階的に65歳まで引き上げる地方公務員法改正が行われ、本市も、法改正を踏まえ、条例等の改正とともに、制度運用に遺漏のないよう取り組みます。

コロナ禍では、感染拡大防止のため、外出を控え、自宅で過ごすことが求められ、企業等は在宅勤務やオンライン会議等が急増、インターネットを介した動画配信サービスなど通信回線利用が加速化し、学校教育においてもGIGAスクール構想で高速大容量通信ネットワークは必須となっています。

このことから、本年12月から光ネットワーク「ギガサービス」を開始するための関係条例を今議会へ上程しています。

#### 【政策防災課】

一の宮地区の駐在所設置は、県警本部と協議を行い、設計業務を完了、地域の皆様が安心して暮らされるよう、年度内完成を目指します。

第2次阿蘇市総合計画の「後期基本計画」は、市民、産業、教育など各分野の委員24名で構成する阿蘇市総合計画策定審議会で、昨年10月から協議を重ね、本年8月18日、答申書が提出され、今議会へ本案を上程しています。

また、過疎対策では、本年3月を期限とした「過疎地域自立促進特別措置法」に代わり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、人口要件など過疎地域要件の見直しで、旧波野村に加え、新たに旧阿蘇町が一部過疎とされたことから、今回、本市の進む方向を定め、地域の課題解決と持続的発展に向けた「阿蘇市過疎地域持続的発展計画」を策定、今議会へ上程しています。

「阿蘇市デジタル防災行政無線整備工事」は、親局、中継局、屋外拡声子局設置を計画どおり進めていますが、戸別受信機内に使用する半導体が世界的に不足、入手困難な状況にあり、引き続き、早期入手に努めるとともに互換性のある代替設計を併せて検討し、非常、緊急時の放送に支障を来すことがないよう取り組みます。

次に、市民部関係について報告します。

#### 【福祉課】

全国各地でまん延する感染力の強い変異ウイルスにより保育園等児童施設で感染発症が全国的に急増し、感染拡大防止対策として、基本的な感染予防をはじめ、施設利用者、施設職員等の健康状態の把握、施設の消毒など徹底していますが、より積極的な健康管理ができるよう、コロナウイルス抗原の簡易検査キットを導入する事業に取り組んでいます。

この事業は、保育園等児童施設に、簡易的に抗原を検査できるキットを常備し、体調や行動歴により、新型コロナウイルス感染不安がある場合は、家庭からの求めに応じて、検査キットを配布し、検査の結果、陽性と疑われる反応が出た場合は、至急、保健所等と連携し、自己負担なしで医療機関の検査を受けられることとしています。

保護者、保育者、行政が一体となって、ウイルスを「持ち込まない、拡げない」体制をつくっていきます。

#### 【ほけん課】

夏の住民健診は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者減少を心配しましたが、昨年より 103 名増加し、3,582 名の方に受診いただきました。

秋の 10 月末実施予定の住民健診も、より多くの方に受診いただけるよう周知啓発を行い、受診率向上を目指します。

次に、経済部関係について報告します。

#### 【農政課】

農林水産省が発表した本年産水稻の作柄概況は、8 月 15 日現在、全国の米どころでは「平年並み」、熊本県では「やや不良」と予想されています。

本市管内は、梅雨明け以降、好天に恵まれ、概ね良好な状態になっていましたが、8 月中旬の前線停滞の影響で水稻への病害が心配されます。

この長雨によって、大豆等の土地利用型作物は、生育不良で収量減少、施設園芸は、日照不足での収量減少、品質低下が懸念されます。

#### 【観光課】

全国的な緊急事態宣言、まん延防止等重点措置は、本市の宿泊、観光施設に与えるダメージは計り知れず、厳しい状況にあります。引き続き、事業者のニーズ把握に努め、支援対策等にしっかり取り組みます。

また、予定していた催しなどは、延期、中止が相次いでいますが、歩みを止めず、年度後半も関係機関と連携し、コロナ禍に対応した新たな観光地域づくりを進めます。

#### 【まちづくり課】

対面接客等で新型コロナウイルス感染症防止対策を行う事業者の方に対する上限 10 万円の支援事業は、阿蘇市商工会を窓口、多くの方々が取組を進めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむなく休業を行いながら、国の雇用調整助成金等を活用し、雇用維持に努める市内事業主の支援として、「阿蘇市新型コロナウイルス感染症対応雇用維持支援金」を創設、9 月中旬から申請受付をいたします。

「阿蘇市プレミアム付き商品券」は、大変好評で、多くの市民の方が購入され、消費喚起の促進、消費拡大につながり、地域経済維持に効果を与えています。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市民、事業者の方への支援、経済対策を行ってまいります。

次に、土木部関係について報告します。

#### 【建設課】

中九州横断道路、滝室坂トンネル約 4.8 キロメートルの掘削進捗は、8 月 31 日現在、本坑 63%、避難坑 85%となっており、「竹田阿蘇道路」は、各種調査と用地幅杭設置が進められています。

昨年開通した国道 57 号北側復旧道路約 13 キロメートルは、「熊本県新広域道路交通計画」



において、中九州横断道路の一部に位置づけられました。

また、旧熊本市立あそ教育キャンプ場跡地の土砂災害特別警戒区域の解消に向けた砂防施設早期整備の要望で、国は、本市教育委員会の「阿蘇市自然体験の森基本構想」を受け、前倒しで砂防施設整備を進める意向を示し、今後、国及び関係機関と調整を行っていきます。

河川整備は、夏季に施工した浚渫工事が完了、現在は農閑期に予定している浚渫工事の発注準備を進めています。

県は、一級河川「黒川」で6か所となる跡ヶ瀬遊水地整備計画を6月末に跡ヶ瀬地区及び的石地区の地権者の方へ事業説明を行い、今年度、用地測量、用地買収、埋蔵文化財調査に着手する予定です。

市道整備は、舗装不良で車輪タイヤ破損事故が断続的に発生していた北山山鹿線について、約1.7キロメートルの舗装工事を一括発注しました。

上西黒川成川線道路改良工事は、10月発注を予定しています。

次に、教育部関係について報告します。

#### 【教育課】

新型コロナウイルス感染症予防対策は、6月にスクールバス全車両に換気扇、空気清浄器を設置、学校全体では、マスク着用、手洗い、手指消毒などの徹底を含め、新しい生活様式の実践を含め、学校全体で指導徹底を図っています。さらに、福祉課で報告した保育園等児童施設で導入するコロナウイルス抗原の簡易検査キットを小中学校にも同様に配備し、対応していきます。

学校教育のICT環境整備は、タブレット端末で利用できる学習用デジタル教科書を導入し、オンライン授業、家庭学習の充実などを進めています。

また、「阿蘇市こども芸術祭」は、今年度、中止を決定していますが、市文化協会主催「阿蘇市文化祭」は、規模を縮小して実施する予定です。

アゼリア21は、市民団体をはじめ、市議会、関係機関の代表者で組織する検討委員会を8月26日に予定していましたが、感染拡大防止のため、やむなく延期することとしました。

今後、検討委員会において、運営、整備方針など、様々な観点から議論が行われ、今後の方向性が検討されることとなります。

次に、病院事業について報告します。

#### 【阿蘇医療センター】

阿蘇医療センターでは、引き続き、院内感染に細心の注意を払いながら、陽性患者の入院受入れをはじめ、発熱外来、疑似症患者の検査に取り組んでいます。

さらに、介護施設等で陽性患者が発生した際は、クラスター防止等のため、保健所の要請により、初期段階から医療センターの「感染症認定看護師」を派遣し、一定の成果を上げています。

病院経営は、県の第二種感染症指定医療機関として、陽性患者受入れ、医療提供体制の整備、病床確保によって、補助金が交付され、その結果、令和2年度決算では、経常収支が改善されました。

また、課題である地域医療構想は、阿蘇医療圏域内の公立病院間協議が県主導で進められることになっています。

これからも阿蘇市及び阿蘇医療圏の方々の健康と命を守る拠点病院として、尽力していきます。

以上、9月定例会開会に当たっての諸般の報告とします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

## 日程第6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第6、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和3年第3回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第9号「専決処分の報告について」

本件は、令和3年5月31日、阿蘇市波野において発生した一般車両の物損事故について、同年8月2日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第11号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第5号）について」

本件は、新型コロナワクチン接種体制整備等のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金を追加しております。

歳出では、ワクチン予約センター開設に伴う業務委託料等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,714万円を追加し、歳入歳出予算総額を164億7,813万3,000円としました。

承認第12号「専決処分した熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について」

本件は、熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第52号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第53号「阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について」

本件は、光インターネットの利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」

歳入では、普通交付税及び前年度繰越金等を追加し、基金繰入金等を減額しております。

歳出では、一の宮安心安全拠点施設建築事業、阿蘇保健福祉センター大規模改修事業、農村公園あびか屋外照明改修事業等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 11 億 3,189 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 176 億 1,002 万 5,000 円としました。

議案第 55 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰入金及び繰越金を追加し、市債を減額しております。

歳出では、総務費及び事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3,603 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 5 億 7,742 万 2,000 円としました。

議案第 56 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰入金及び繰越金を追加し、歳出では、総務費、基金積立金及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5,468 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 6,559 万 9,000 円としました。

議案第 57 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、支払基金交付金、県支出金及び繰越金等を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、総務費、基金積立金及び諸支出金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,360 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 6,666 万 8,000 円としました。

議案第 58 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰越金を追加し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,044 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 8,335 万 7,000 円としました。

議案第 59 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、財産管理費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 801 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,042 万 2,000 円としました。

議案第 60 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、水道管理費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 202 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 889 万円としました。

議案第 61 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 440 万 3,000 円を追加し、歳入歳

出予算総額を 2,289 万 4,000 円としました。

議案第 62 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について」

資本的収入では、新型コロナウイルス対策関連補助金を追加しております。

資本的支出では、新型コロナウイルス対策経費として、医療機器等備品購入費を追加しております。

この補正の結果、資本的収入予算額を 3 億 452 万 5,000 円、資本的支出予算額を 3 億 6,885 万 5,000 円としました。

なお、過年度分損益勘定留保資金で補填する額について、変更はありません。

認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 11 号「令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 10 号「令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第 63 号「第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について」

本件は、第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）を策定したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例により議会の議決を求めるとあります。

議案第 64 号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について」

本件は、阿蘇市過疎地域持続的発展計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援

に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 65 号「工事請負契約の変更について」

本件は、市営住宅赤水西団地建設工事（1 工区）について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 66 号「工事請負契約の変更について」

本件は、市営住宅赤水西団地建設工事（2 工区）について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 31 件（報告 2 件、承認 2 件、条例 2 件、予算 9 件、決算 12 件、その他 4 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

この後、11 時から執行部の要請により全員協議会を開催いたします。今回も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本会議場にて全員協議会を行いますので、お集まりをお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 47 分 散会